

新潟県条例第38号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項（以下「移動別表細目項」という。）を当該移動別表細目項に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係） (1)～(4)の2（略） (5) 農林水産部関係					別表（第3条関係） (1)～(4)の2（略） (5) 農林水産部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
1	肥料の品質 の確保等に 関する法律 （昭和25年 法律第127 号）第4条 第1項又は 第3項の規 定に基づく 肥料の登録	肥料 登録 手数料	(1) 肥料 の品質 の確保 等に関 する法 律第4 条第1 項第6 号の肥 料に係 るもの	(略)	1	肥料取締法 （昭和25年 法律第127 号）第4条 第1項又は 第2項の規 定に基づく 肥料の登録	肥料 登録 手数料	(1) 肥料 取締法 第4条 第1項 第6号 の肥料 に係る もの	(略)
			(2) 肥料 の品質 の確保 等に関 する法 律第4 条第1 項第7 号の肥 料に係 るもの	(略)				(2) 肥料 取締法 第4条 第1項 第7号 の肥料 に係る もの	(略)
2	肥料の品質 の確保等に 関する法律 第12条第2 項の規定に 基づく肥料 の登録の更 新	肥料 登録 更新 手数料	(1) 肥料 の品質 の確保 等に関 する法 律第4 条第1 項第6 号の肥 料に係	(略)	2	肥料取締法 第12条第2 項の規定に 基づく肥料 の登録の更 新	肥料 登録 更新 手数料	(1) 肥料 取締法 第4条 第1項 第6号 の肥料 に係る もの	(略)

			るもの	
			(2) 肥料 の品質 の確保 等に関 する法 律第4 条第1 項第7 号の肥 料に係 るもの	(略)
(略)				
11	(略)	(略)		(略)
12	家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証の書換え交付手数料		1件につき 1,700円
13	家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証の再交付手数料		1件につき 1,700円
14	(略)	(略)		(略)
14 の 2	家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可に関する証明書	家畜人工授精所の開設許可証の書換え交付手数料		(略)
14 の 3	家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可に関する証明書	家畜人工授精所の開設許可証の再交付手数料		(略)

			(2) 肥料 取締法 第4条 第1項 第7号 の肥料 に係る もの	(略)
(略)				
11	(略)	(略)		(略)
12	(略)	(略)		(略)
13	家畜改良増殖法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証の書換え交付手数料		(略)
14	家畜改良増殖法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証の再交付手数料		(略)

付	数料			
15	家畜伝染病 予防法（昭 和26年法律 第166号）第 4条の2第 5項、第5 条第1項又 は第31条第 1項の規定 に基づく家 畜の検査 （同法第5 条第1項の 規定に基づ く家畜の検 査にあって は、監視伝 染病の発生 を予防する ためのもの に限る。）	家畜 検査 手数 料	(1) 牛の 結核検 査	(略)
			(2) 牛の ブルセ ラ症検 査	(略)
			(略)	
			(5) 牛の ピロプ ラズマ 症検査	(略)
			(略)	
			(8) 家き んサル モネラ 症（ひ な白痢 に限 る。）検 査	(略)
(略)				
18	家畜伝染病 予防法第8 条（同法第 31条第3項 において準 用する場合 を含む。）の 規定に基づ く家畜の検 査（同法第 4条の2第 3項の規定 による検査 及び同法第 5条第1項 の規定によ る監視伝染 病の発生を 予察するた めの検査を 除く。）、注 射、薬浴又 は投薬を行 った旨の証 明書の交付	(略)		(略)
(略)				

15	家畜伝染病 予防法（昭 和26年法律 第166号）第 4条の2第 5項、第5 条第1項又 は第31条第 1項の規定 に基づく家 畜の検査 （同法第5 条第1項の 規定に基づ く家畜の検 査にあって は、監視伝 染病の発生 を予防する ためのもの に限る。）	家畜 検査 手数 料	(1) 牛の 結核病 検査	(略)
			(2) 牛の ブルセ ラ病検 査	(略)
			(略)	
			(5) 牛の ピロプ ラズマ 病検査	(略)
			(略)	
			(8) 家き んサル モネラ 感染症 （ひな 白痢に 限る。） 検査	(略)
(略)				
18	家畜伝染病 予防法第8 条（同法第 31条第2項 において準 用する場合 を含む。）の 規定に基づ く家畜の検 査（同法第 4条の2第 3項の規定 による検査 及び同法第 5条第1項 の規定によ る監視伝染 病の発生を 予察するた めの検査を 除く。）、注 射、薬浴又 は投薬を行 った旨の証 明書の交付	(略)		(略)
(略)				

33 の 3	(略)	(略)	(略)	33 の 3	(略)	(略)	(略)
34	漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	1件につき 2,900円				
35	漁業法第57条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	1件につき 2,400円				
36	漁業法第69条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	(略)	(略)	34	漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	(略)	(略)
37	漁業法第72条第6項の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査	(略)	(略)	35	漁業法第14条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基	(略)	(略)

--	--	--	--	--

(略)

(6) 土木部関係

	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)				
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 新築をしようとする住宅が一戸建てである場合((3)に該当する場合を除く。)	1件につき7,600円(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合には、次に掲げる額を合算した額(以下「建築確認等手

	は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料		
41	漁業法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更申請手数料		1件につき2,400円

(略)

(6) 土木部関係

	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)				
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 新築をしようとする住宅が一戸建てである場合((3)に該当する場合を除く。)	1件につき7,600円(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合には、次に掲げる額を合算した額(以下「建

			数料額」という。)に7,600円を加えた額 (1) (略) (2) 申請に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合あっては、新潟県建築基準条例第24条第1項に定める手数料の額 (略)				数料額」という。)に7,600円を加えた額 (1) (略) (2) 申請に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合あっては、新潟県建築基準条例第24条第1項に定める手数料の額 (略)
(略)				(略)			
(6)の2～(9) (略)				(6)の2～(9) (略)			

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第5号の表14の項の改正及び同項を14の3の項とする改正、13の項の改正及び同項を14の2の項とする改正並びに12の項を14の項とし、11の項の次に2項を加える改正 家畜改良増殖法の一部を改正する法律(令和2年法律第21号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 別表第5号の表1の項及び2の項の改正、40の項及び41の項を削る改正、39の項の改正及び同項を41の項とする改正、38の項の改正及び同項を40の項とする改正、37の項の改正及び同項を39の項とする改正、36の項の改正及び同項を38の項とする改正、35の項の改正及び同項を37の項とする改正、34の項の改正及び同項を36の項とする改正並びに33の3の項の次に2項を加える改正 令和2年12月1日
- (3) 前2号に掲げる改正以外の改正 公布の日